

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 30.6.13 第 196 回国会第 20 号

6 月 13 日（水）、第 20 回の委員会が開かれました。

## 1 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号） 法務局における遺言書の保管等に関する法律案（内閣提出第 59 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）神戸大学大学院法学研究科教授 窪田充見君  
明治大学法学部教授  
北海道大学名誉教授 鈴木賢君  
早稲田大学大学院法務研究科教授 吉田克己君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 神田裕君（自民）

- ・配偶者の居住の権利や遺産分割前の預貯金債権の仮払い制度の創設、自筆証書遺言の保管制度の創設など、多岐にわたる見直しがされている両法案に対する各参考人の評価を伺いたい。
- ・特別の寄与の制度について、特別寄与料の請求権者に親族要件があるために、介護に係る貢献をした事実婚にある者や同性パートナーが特別寄与料を請求できないとの指摘に対する窪田参考人の見解を伺いたい。
- ・配偶者居住権の創設の意義を窪田参考人に伺いたい。

### 國重徹君（公明）

- ・相続という制度は、不条理な性格あるいは合理的に説明することが困難な性格を持つものであるとの窪田参考人の考えを踏まえ、法制審議会で「民法等（相続関係）の改正に関する要綱」を取りまとめるに当たってどのような苦労があったのか、伺いたい。
- ・吉田参考人の「法律婚の価値だけでなく他の家族的結合の価値も同様に重視して、相続法が多面的な価値の調整の上に成り立つ法制度になるよう努めることである。」との考えについて、将来どのような法制度にすることを視野に入れているのか、伺いたい。
- ・家族の多様な在り方を踏まえた相続法制の今後の方向性についてどのように考えているのか、また、特別の寄与の制度について、特別寄与料の請求権者を限定しない場合、相続をめぐる紛争が複雑化・長期化することを防止するためにどのような方策が必要と考えるか、鈴木参考人の見解を伺いたい。

### 山尾志桜里君（立憲）

- ・パブリックコメントの結果、特別の寄与の制度における特別

寄与料の請求権者の範囲に親族要件を課さない案（乙案）に賛成する意見が親族要件を課す案（甲案）に賛成する意見の 3 倍もあり、また、法制審議会においても途中までは乙案を基本として検討していたにもかかわらず、最終的に甲案が法制審議会の結論となった経緯について、法制審議会民法（相続関係）部会の部会長代理であった窪田参考人に伺いたい。

- ・特別の寄与の制度の対象とならない同性パートナーにとって、事前に契約や遺言を行う、あるいは、事後に事務管理や不当利得で争うことが、どれだけ無理を強いられることなのか、鈴木参考人に伺いたい。
- ・特別の寄与の制度については、実質的公平の実現から、事実婚や同性パートナーなどの法律婚となれないことについて帰責性のない人々を排除すべきでないと考えますが、吉田参考人の見解を伺いたい。

### 柚木道義君（国民）

- ・欧米では教会や慈善団体などへ相続財産を寄付する遺贈が一定割合あるところ、日本においても社会福祉法人などの公的組織や自治体などへの遺贈を増やす仕組みを作ったらよいと考えるが、吉田参考人の所見を伺いたい。
- ・LGBT のパートナー、内縁関係や事実婚である者が配偶者居住権の対象として位置付けられなかったことについて、鈴木参考人の見解を伺いたい。
- ・被相続人が自らを被保険者とした生命保険を掛けていた場合、当該生命保険の保険金は相続財産になるのか、また、アメリカの金融機関の預金債権の扱いに関し、相続に關しての準拠法はどのように判断するのか、窪田参考人の見解を伺いたい。

### 黒岩宇洋君（無会）

- ・配偶者居住権に関する規定の施行期日は公布の日から 2 年以

内とされているが、その理由として、当該権利に係る税制の見直しや配偶者居住権の価値評価について検討する必要があるとの説明は、民法の専門家として、また、現実的に理解し得るものか、窪田参考人に伺いたい。

- ・法律婚と事実婚は法的に区別されている以上、効果に区別があるのは理解するとしながら、法律婚に特権を与えるべきではないとする吉田参考人の意見について、法律婚に特権を与えるべきでないなら、効果においても区別すべきではないと主張すべきと考えるが、吉田参考人の見解を伺いたい。
- ・鈴木参考人は、相続法改正の背景として、家族の在り方に関する国民意識の著しい変化を挙げているが、地方においても都市部と同様に家族の在り方について多様性を認めていく状況にあるのか、鈴木参考人の認識を伺いたい。

### **藤野保史君（共産）**

- ・両法案成立後も残る相続法制の課題はあるのか、あるとすればどのような点か、窪田参考人に伺いたい。
- ・多様な性の在り方を法により認めていく世界の流れがある中、同性婚を認めない民法を憲法違反とした台湾の判決が我が国に与える示唆はどのようなものか、鈴木参考人に伺いたい。
- ・少子高齢化社会において、様々な制度に係る法的保護が与えられる範囲が民法上の親族を基に組み立てられているため、そこに該当しない者がデメリットを受けている現状を踏まえ、我が国も民法の中に事実婚を取り入れる方向に踏み出す必要があると考えるが、各参考人の見解を伺いたい。

### **串田誠一君（維新）**

- ・窪田参考人の相続に関する判例が整合性を欠いているとの意見について、その原因はどこにあると考えるか、見解を伺いたい。
- ・同性間のパートナー関係を異性間の配偶関係と同等に法的に保護しようとするときに、その関係性を外形的に判断する場合の基準について、鈴木参考人の見解を伺いたい。
- ・諸外国と比較して遅れているとする我が国の相続に関するインフラストラクチャーの相違点及び改善点を吉田参考人に伺いたい。